

第3回 富士市立中学校部活動地域移行協議会

令和6年1月13日（水）午前10時～
市庁舎9階 第2委員会室

次 第

1 報告事項

- ・実証的モデル事業の報告・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料1

2 協議事項

- (1) 富士市地域クラブ活動に関する基本方針案（グランドデザイン）について
・・・・・・・・ 資料2

- (2) 組織体制について・・・・・・・・・・・・ 資料3

- (3) 指導者等の人材確保について・・・・・・・・・・・・ 資料4

3 その他（連絡事項）

- ・第4回富士市立中学校部活動地域移行協議会

日時：令和7年●月●日（●）午前●時～

会場：未定

第4回目（予定）

令和7年 月 日（ ）

午前10時～

場所未定

【配布資料】

- ・次第（本紙）
- ・実証的モデル事業の報告（資料1）
- ・富士市地域クラブ活動に関する基本方針案（グランドデザイン）（資料2）
- ・組織体制について（資料3）
- ・指導者等の人材確保について（資料4）

実証的モデル事業の報告（9月～11月実施分）

<実施済みの実証的モデル事業>

[スポーツ活動]

【野球】※参加者アンケート結果は別紙

9月 29日（日）8:00～11:00

10月 26日（土）13:30～16:30 ※一部エリア 27日（日）実施

- ・複数のエリアで実施
- ・参加者 各回 100名程度
- ・活動内容 基礎練習・ノック・実践練習等

【剣道】

9月 28日（土）9:00～12:00 実施 会場：富士南小学校

10月 12日（土）9:00～12:00 実施 会場：富士川第一小学校

11月 3日（日）9:00～12:00 実施 会場：岩松中学校

- ・中学生全般対象
- ・参加者 各回 40名～50名程度
- ・活動内容 基本所作・切り返し・打ち込み・試合の所作確認・試合形式 等

【ハンドボール】

9月 14日（土）17:00～19:00

- ・ハンドボールクラブ主催の練習に参加する形で実施
- ・指導者：ハンドボールクラブ（富士市ハンドボール協会）
- ・参加者 20名程度（既存の参加者を含む）
- ・活動内容 ウォーミングアップ・パス練習・シュート練習等

[文化活動]

【吹奏楽】

9月 29日（日）※参加者アンケート結果は別紙

- ・会場：富士市立高校 音楽室他
- ・対象：吉原北中学校・吉原第三中学校・須津中学校・元吉原中学校
に所属する吹奏楽の活動をしている生徒
- ・指導者：文化連盟から派遣された指導者
- ・参加者 37名
- ・活動内容 基礎練習等

【各種文化芸術活動】

10月 19日（土）9:30～11:30 実施

- ・実施活動：日本舞踊、箏、能楽、民謡、合唱、マジック、リコーダー、ハンドベル
- ・参加者 申込者 19名のうち 18名が体験

<実施予定の実証的モデル事業>

[スポーツ活動]

【野球】

令和7年1月25日(土) 13:00～16:00

- ・会場：市内6会場
- ・対象：軟式野球をやりたい、やってみたい中学生
- ・指導者：兼職兼業届を提出した教員を含む市野球連盟派遣役員

【剣道】

令和7年2月1日(土) 9:00～12:00

- ・会場：岩松北小学校・富士川第一小学校
- ・対象：剣道をやりたい、やってみたい中学生

[文化活動]

【吹奏楽】

1月・2月に実施予定

- ・会場：富士市教育プラザ、市内中学校(予定)
- ・対象：市内の中部・西部の中学校に所属する吹奏楽の活動をしている生徒
- ・指導者：文化連盟から派遣された指導者

実証的モデル事業から、今後検討する事項として考えられること

- ・保険（参加者・指導者）の金額や内容、モノへの保障
- ・指導者確保について、兼職兼業導入のための整備
- ・連絡ツール（申込・欠席連絡等）について
- ・指導者への謝金を含めた参加料について
- ・大会の在り方
- ・参加対象者について（私立・小学生）

(前回)

- ・実施会場まで、安全かつ保護者負担が少ない交通手段の検討
- ・地域クラブ活動に参加できる対象者
- ・参加者が負担する参加料と生活困窮者への支援策 等

第2回 野球モデル事業の報告

10/26（土）13:30～16:00

選抜チームの試合が重なったため、会場を5会場から3会場（岳陽中・南中・吉原一中）に縮小変更し、実施した。チームの主力選手は、選抜チームの試合に出場していたため、主にチームのサブメンバーが技能向上に努めた。



全員が集合し、互いに挨拶（富士南中）



準備運動もチームの枠を超えて（富士南中）



キャッチボールにも熱が入る（岳陽中）



室内で筋トレを実施（吉原一中）

10/27（日）14:00～16:30

会場となったキウイ球場では、午前中に行われた1年生大会の試合がタイブレークとなったため、モデル事業の開始時間を14:00に変更して実施した。（参加者には連絡済）

ウォーミングアップの後は、捕球姿勢の確認やノック等、守備練習を中心に実施した。私立中学に通う生徒も参加し、野球を通じて旧交を深める機会となった。

練習中、参加者の一人がフライの目測を誤り、眼鏡のフレームにボールが当たることがあったが、会場に来ていた保護者と一緒にケガや損傷がないことを確認した。



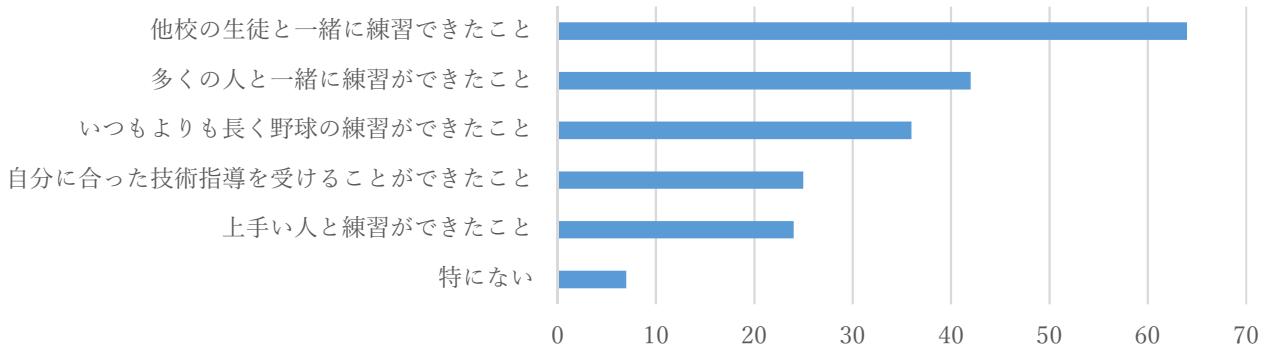
足を動かして捕球する（キウイ球場）



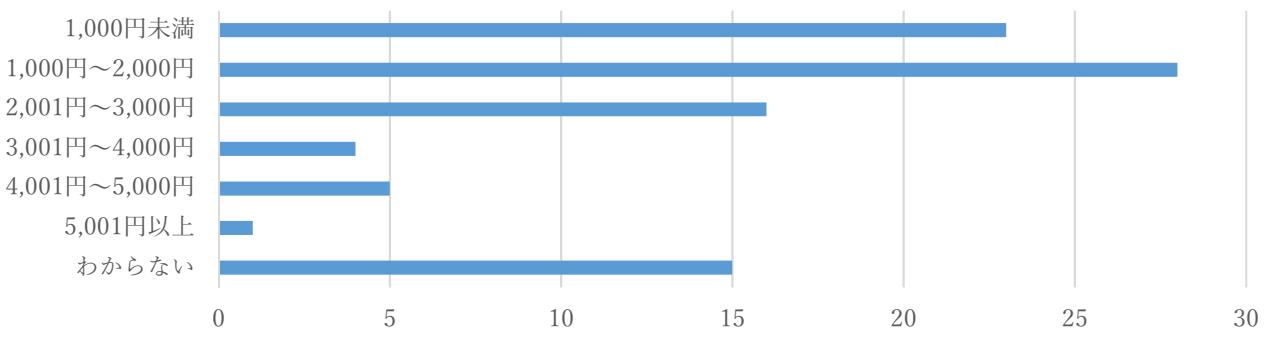
背走でボールを追う（キウイ球場）

【野球】 申込みデータ・参加者アンケート（9月、10月実施）回答数92名

参加して、良かったことを教えてください。 (複数回答可)



もし、今回のような活動が、休日（土、日、祝日）に、学校での部活動の代わりとして、毎週継続して行われるようになり、指導料や会場費などを会費として支払うことになった場合、1か月の会費はいくらくらいが適切だと思いますか。



その他ご意見

- ・部活動とは違う先生の指導も受けられて良かったと思う。
- ・他の学校の生徒とも交流ができ、視野が広がり、部活とはまた違った楽しみがある。
- ・自分と同じぐらいのレベルの生徒もいて、一緒に練習し一緒に成長できるのが嬉しい。
- ・今は先生たちが熱心にやってくれているが、指導者が地域の人になった場合、人間性や指導力、指導方法などどうなのが不安。指導者が合わなかった場合、他のチームに参加することは可能なのか。
- ・徒歩で行けるところで練習したい。
- ・部活動だと熱中症インフルエンザ等又は富士市の方針で練習時間が短い。平日 45 分では準備運動で終わってしまう。土日はどちらかの半日だけである。地域移行で練習時間が増えてほしい。
- ・部活に入ったはいいが、今後どうなって行くのかが不安。参考データを集めて内容が見えてきてから地域化の時期を設定し、猶予期間を設けてしっかりアナウンスしてから移行してほしい。
- ・地域移行にあたり、地域の指導者の技術(指導力)、人員確保が心配だ。野球ができる環境が与えてもらえることはありがたいことだが、実際に活動する子供一人一人の野球に対するモチベーションを維持できるような取り組みを期待している。
- ・地域によって、また種目によって、指導者の確保や保護者の送迎など問題は多々あるとは思うが、活動したいすべての子供達の機会が確保されるようにしてもらいたいと思う。

9月29日（土）吹奏楽 モデル事業の報告

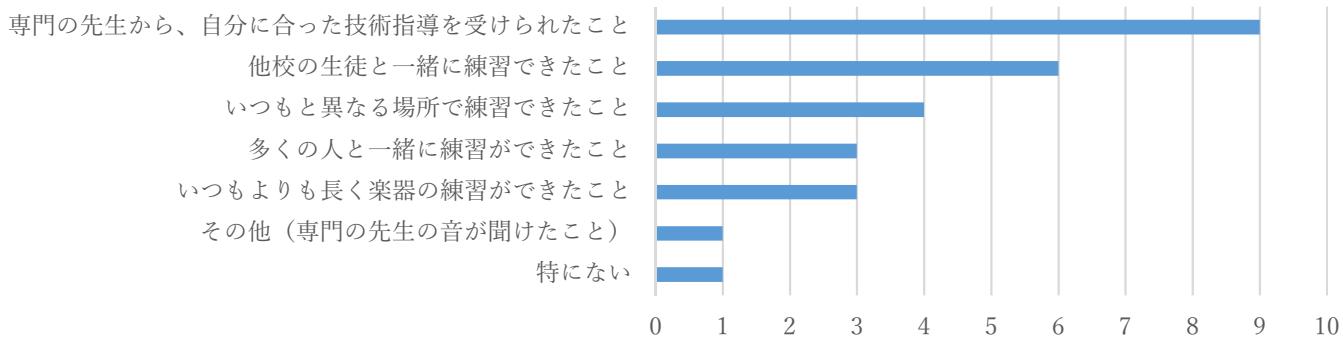


- ・岳南地区の中学校4校から37名の生徒が参加。富士市立高校で実施。
- ・8つのグループに分かれ、楽器別練習会を行った。県内の演奏家・音楽家から専門的な指導を受けた。

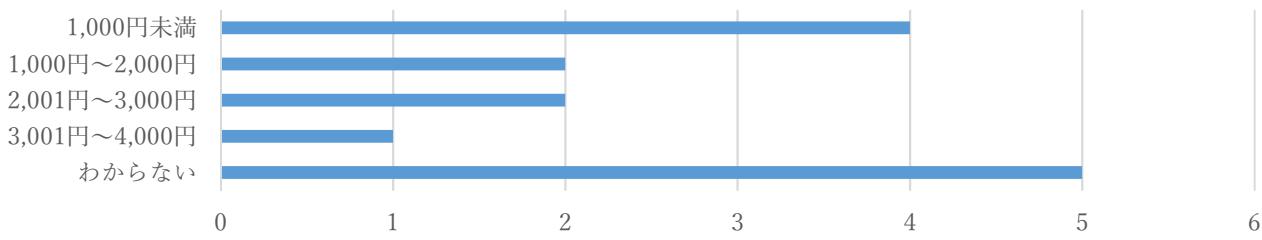
参加者アンケート（9/29 実施）

回答数 14名

参加して、良かったこと（複数回答可）



もし、今回のような活動が、休日（土、日、祝日）に、学校での部活動の代わりとして、毎週継続して行われるようになり、指導料や会場費などを会費として支払うことになった場合、1か月の会費はいくらぐらいが適切だと思いますか。



その他ご意見

- ・プロの先生から直接教わることができて技術が向上できた。
- ・吹奏楽部の人数が少なく他校との差や今後部活動が継続できるかなどの不安があるようである。
市内で他校と一緒に練習したりすることで音楽活動を続けられたら嬉しいと思う。
- ・駐車場が混雑して困った。
- ・大きな楽器を運搬するのが少し大変だった。
- ・アンサンブルなどの曲も教えてほしかった。

資料 2

令和 6 年 1 月 13 日時点イメージ

富士市地域クラブ活動に関する基本方針（案）

令和 8 年 3 月



富士市・富士市教育委員会

【項目】

1	富士市の中学校部活動をとりまく現状と課題・	データ更新済（一部検討中）	・ P2
2	地域連携・地域移行推進に向けた基本方針・	第2回協議会にて協議済	・ P4
(1)	基本方針策定の趣旨等について		
(2)	4つの基本理念について		
3	地域クラブ活動・	自転車の使用・学校との連携について検討し記載予定	・ P6
(1)	本市で展開する地域クラブ活動		
(2)	適切な運営や効率的・効果的な活動の推進		
①	参加者	本日の主な議題(2)（詳細は資料3）	
②	組織体制		
③	活動場所		
④	活動回数・活動時間		
⑤	参加費等	本日の主な議題(3)（詳細は資料4）	
⑥	保険加入		
⑦	指導者		
4	大会の参加等		・ P7
5	その他		・ P7
6	用語解説	第2回協議会における意見あり・作成中	・ P8

1 富士市の中学校部活動をとりまく現状と課題

中学校の部活動は、よりよい人間関係を学ぶ機会や、自己肯定感を高める機会として、大きな教育的意義や役割を果たしてきた。しかし、急激な少子化により、単独校で団体競技のチームが編成できなかつたり、部活動の種類に応じた顧問を配置できずに、設置されている部活動の種類が少なかつたりといった状況が生まれている。

こうしたことから、現在部活動に在籍している生徒であっても、「在籍している学校に、一番取り組みたい学校部活動（スポーツ・文化芸術活動）がない」という生徒が多くいる現状がある。さらに、学校部活動には加入せずに、「学校部活動以外の教室・クラブに所属している（7%）」生徒や「何も活動していない（6%）」生徒も増加の傾向にある。

部活動意識調査から一部抜粋（R6. 10. 4～10. 25実施 中学1・2年生対象 N=2613）

図1 あなたの学校には、あなたが一番取り組みたい学校部活動（スポーツ・文化芸術活動）がありますか。

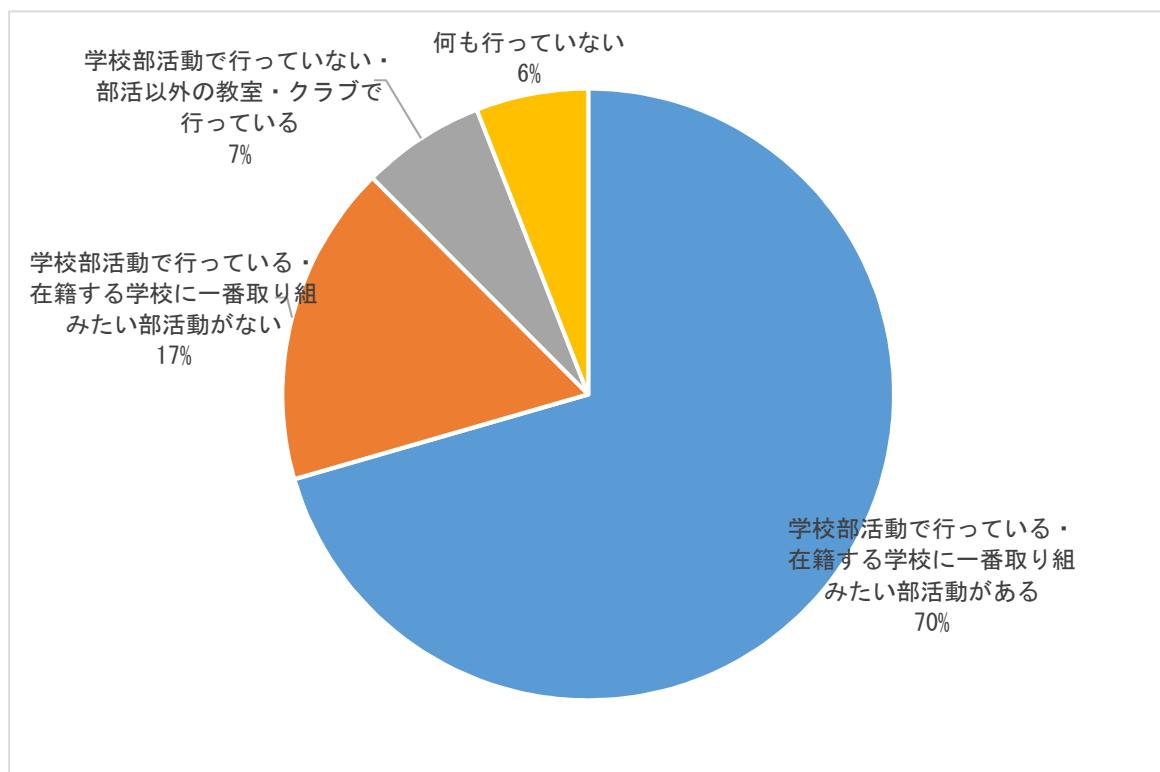
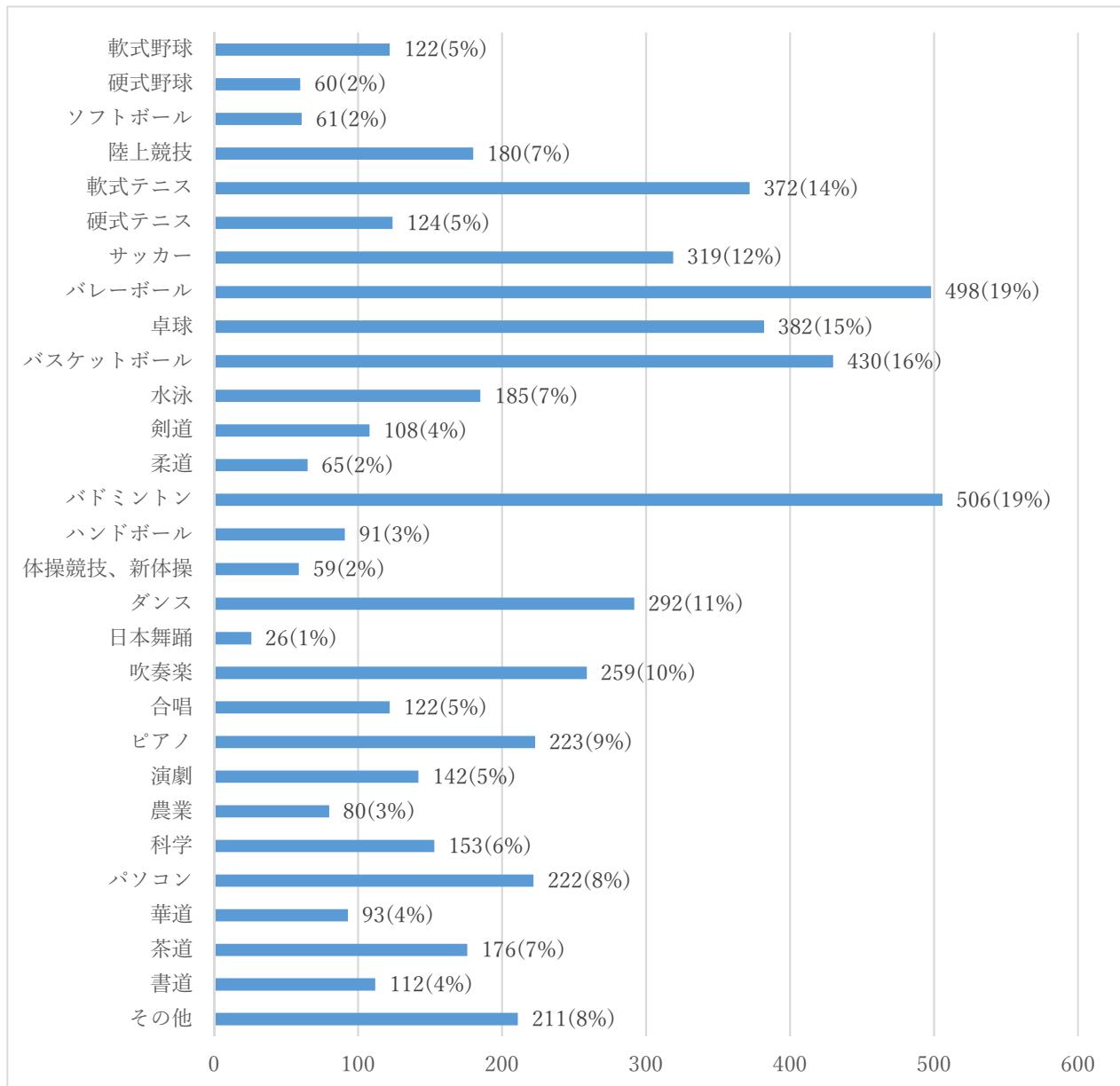


図2 現在行っている活動を含めて、どのような活動をやりたいと思いますか。(複数回答可)



全ての生徒を対象にした質問「現在行っている活動を含めて、どのような活動をやりたいと思いますか。」(図2)では、「バドミントン(19%)」「ダンス(11%)」「ピアノ(9%)」「パソコン(8%)」など、学校部活動にない活動をしたいと回答する生徒が多数いた。一方で、「バレーボール(19%)」「バスケットボール(16%)」「軟式テニス(14%)」「卓球(15%)」「サッカー(12%)」「吹奏楽(10%)」など、現在学校部活動にある活動をやりたいと考えている生徒も多くいることが分かった。

子どもが「やりたい」と考える活動は多様化しているが、学校部活動にある活動は限られている。どの子にとっても自分のやりたいスポーツ活動や文化活動に取り組むことができる環境づくりを整えていくことが今後の課題である。

また、部活動は、教員の献身的な勤務を前提に制度設計されており、週休日の勤務や平日の時間外勤務の原因ともなっている。さらに、活動中のケガやトラブルへの対応などの危機管理に加え、当該活動の専門的な技術指導や、各種大会における大会運営や競技審判業務等も求められることがあり、教員にとって部活動は大きな負担となっている。

図3 富士市内における教職員の時間外勤務の状況

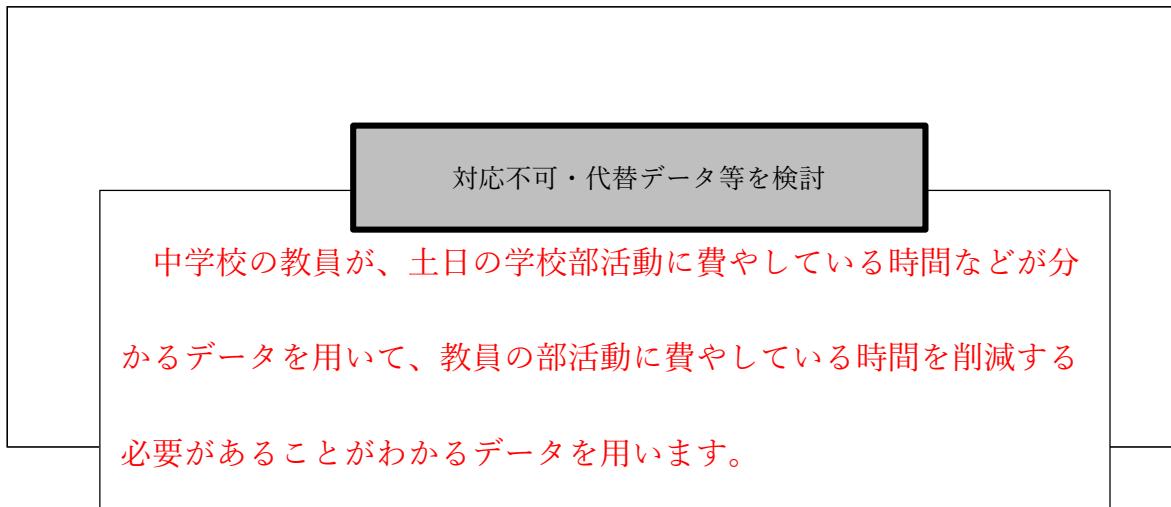


図4 休日の部活動の実施状況



こうした部活動に係る環境の改善を図ろうと、国からの部活動改革に関するガイドラインが令和4年度に出され、令和5～7年度を改革集中期間（後に、「改革推進期間」と文言修正）と位置づけられた。これにより、まずは、休日（土、日、祝日）の学校部活動の地域移行（後に、国は「地域移行・地域連携」と文言を修正）を推進する方針が県から提示された。

こうした動きを受けて、本市でも令和5年度から「富士市立中学校部活動地域移行検討懇話会」を開催するなど、部活動の地域連携・地域移行の検討を進めてきた。

2 地域連携・地域移行推進に向けた基本方針

(1) 本基本方針策定の趣旨等について

富士市中学校部活動及び地域クラブ活動基本方針（以下「市基本方針」という。）は、これまでの懇話会・協議会等における検討結果、令和4年12月にスポーツ庁及び文化庁が策定した「学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」等を踏まえ、本市における地域クラブ活動の実施について、市の基本的な考え方を示すものである。

(2) 4つの基本理念について

子どもたちのニーズに応えつつ、子どもたちが将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保できるよう、次の4つを基本理念として策定する。

- ①どの子にとっても自分のやりたいスポーツ活動や文化活動に取り組むことができる。
- ②休日の部活動指導に対する教員の負担を解消するとともに、指導を希望する教員のやりがいを支えていく環境を構築する。
- ③子どもたちが主体となるスポーツ活動や文化活動を、子どもや保護者の負担に配慮しつつ、地域全体で支えていく持続可能な仕組みや体制を構築する。
- ④地域のスポーツ活動、文化活動の活性化につなげる。

【①について】

「1 富士市の中学校部活動をとりまく現状と課題」にあるとおり、様々なスポーツ・文化活動が社会で取り上げられ、子どもたちがやってみたい活動ニーズは年々多様化しているが、学校部活動として設置できるスポーツ・文化活動は限られており、ミスマッチが生じている。

そこで、これまでやっていた学校部活動を単に地域主体に移行するだけでなく、学校部活動にない種目や活動も含めて選択の幅を広げるなど、豊富な経験の場の設定するとともに、自分のやりたい活動が選択できる環境を整えて、自己決定の場の拡大していく必要がある。

また、当該スポーツ活動や文化活動の技術差に関わらず参加できることや、家計が厳しい家庭の子どもも参加できることといったことも大切にしたい視点である。

こうしたことから、「どの子にとっても自分のやりたいスポーツ活動や文化活動に取り組むことができる。」という考え方を一つ目の基本理念とした。

【②について】

現在の部活動は、教員の献身的な勤務を前提に制度設計されており、週休日の勤務や平日の時間外勤務の原因ともなっている。危機管理や大会の運営なども担い、教員にとって部活動は大きな負担となっているのが現状である。

学校の安全管理下での活動であるため、適切な部活動が実施できるよう「富士市中学校部活動ガイドライン」に沿って部活動指導がされているが、教員の負担はいまだ大きいことは否めない。

もちろん、部活動指導を率先して行いたいと考えている教員もいることから、そうした教員については、地域連携や地域移行が進んでいった場合も、引き続き指導者として活躍していただきたいと考えている。

これらを踏まえ、「休日の部活動指導に対する教員の負担を軽減するとともに、指導を希望する教員のやりがいを支えていく環境を構築する。」を二つ目の基本理念として設定した。

【③について】

子どもたちにとって安全で、かつ充実したスポーツ活動や文化活動にするためには、多くの人の支援や協力が欠かせないが、持続可能な仕組みにするためには、こうした支援や協力は、一部の人だけが担うのではなく、多くの方で分かれ合い、最小限の負担とすることが望ましい。

また、保護者の方には、子どもたちの送迎等を依頼することも考えられることから、参加者やその保護者の負担をできるだけ少なくする必要がある。

これらを踏まえ、「子どもたちが主体となるスポーツ活動や文化活動を、子どもや保護者の負担に十分配慮しつつ、地域全体で支えていく持続可能な仕組みや体制を構築する。」を三つ目の基本理念として設定した。

【④について】

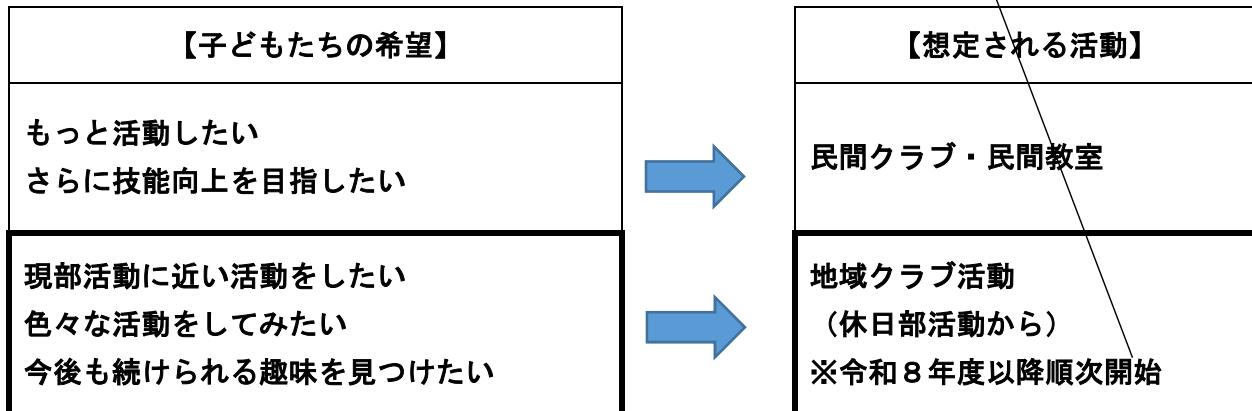
中学生が、休日の地域クラブ活動に参加していくことで、地域のスポーツ・文化活動のすそ野が広がり、市民のスポーツ・文化活動が一層活性化していくものと考える。また、中学生にとっても、活動を通して、異世代と関わることができ、貴重な経験を積むことができると思われる。

そこで「地域のスポーツ活動、文化活動の活性化につなげる。」という基本理念を設定した。

3 地域クラブ活動

より分かりやすいスケジュール感の記載を検討

(1) 本市で展開する地域クラブ活動



本市で展開する地域クラブ活動は、子どもたちの様々な可能性を引き出し、心身の成長を促してきたこれまでの学校部活動の教育的意義を継承しながらも、活動団体、民間クラブ、保護者、教員、地域コミュニティ、企業などあらゆる主体が連携・協働し、新たな環境を構築していくことを目指している。

さらに、本市の地域クラブ活動は、「今後も続けていくことができる趣味として、色々な活動をしてみたい」という子どもたちの希望も実現できるよう、体制を構築していくものとし、スポーツや文化活動を生涯に渡って楽しむ生涯学習へつなげるきっかけとしたい。

(2) 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

本日の主な議題(2)

①参加者

- 希望する市内在住の全ての中学生とする。現在、私立中学校に通っている中学生も対象としたい。
- 小学生高学年においても、本人や保護者の希望があれば、参加できる。

②組織体制

先進自治体の取組を参考にして、本市にふさわしい組織体制（地域クラブ活動の実施主体や、実施主体を管理する運営団体、活動を支援する活動支援団体等）について、団体基準等も含め記載する（詳細は資料3）

③活動場所

- 地域クラブ活動は、学校施設・まちづくりセンター等を基本の活動場所とする。
- 必要に応じて公共のスポーツ・文化施設や社会教育施設を活動場所とする。

④活動回数・活動時間

- 成長期にある参加者の心身の成長に配慮し、健康に生活を送れるよう、本市の学校部活動ガイドラインに準じた活動回数や活動時間とする。

⑤参加費等

- ・地域クラブ活動の維持・運営に要する費用や会場費は、参加費として、参加者（その保護者を含む。）の負担とする。
- ・参加費は、運営主体もしくは管理主体が公正かつ適切な会計処理を行い、透明性を確保するために関係者に対する情報開示を適切に行うものとする。
- ・市は、参加費の低廉化を図るとともに、生活困窮家庭に対し、必要に応じて対策を講じる。

本日の主な議題(3)

⑥保険加入

- ・地域クラブ活動の参加者、及び指導に携わる指導者等は、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に必ず加入する。
- ・運営主体は、怪我や事故が生じた際に適切な補償が受けられるように、種目の特性や怪我、事故の発生状況等を踏まえて、適切な補償内容・保険料である保険を選定し、指導者等や参加者に対して指定する保険の加入を義務付けたい。

⑦指導者

- ・子どもたちの活動を支えるための人材バンクを構築し、「オール富士市」で指導者確保に努める。
- ・指導者は、参加者的心身の健康管理や怪我防止を徹底できるとともに、体罰やハラスメント、いじめ等に対する高い倫理観が求められるため、運営団体や活動支援団体等が実施する研修に参加することを義務付ける。
- ・指導者等は、運営団体や活動支援団体等が開催する研修会に積極的に参加し、技能等の指導のみならず、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関するものを含め、安全・健康管理等の面に配慮できる知識の習得に努めるものとする。
- ・地域クラブ活動における指導者等については、指導を希望する市立学校の教職員の兼職兼業を認める。

相当数の指導者等を確保する必要がある。（詳細は資料4）

4 大会の参加等

地域移行後の大会の在り方や地域クラブの参加についての考え方を、中体連等の動向を確認しながら定めていく。

5 その他

- ・地域移行の体制が整うまでは、部活動指導員や外部コーチの活用といった地域連携を推進していくものとして、詳細は「富士市中学校部活動ガイドライン」に記載する。

6 用語解説

凡例 P 1 ○○○：数字は掲載ページ

P 2 改革集中期間（改革推進期間）

文部科学省は、令和5年から令和7年までを「改革推進期間」と位置づけ、休日の部活動について、合同部活動や部活動指導員の配置により地域と連携することや、学校外の多様な地域団体が主体となる地域クラブ活動へ移行することについて、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指すよう、各自治体に求めている。

P 2 （部活動の）地域移行・地域連携

- ・地域移行：休日は学校部活動としてではなく、地域クラブとして活動する。指導は地域の人材やスポーツ・文化団体の指導者が担う。
- ・地域連携：休日の学校部活動を、地域の人材やスポーツ・文化団体の指導者が外部指導者や部活動指導員として指導に当たる。

P 2 富士市立中学校部活動地域移行検討懇話会

富士市立中学校における部活動について、少子化による中学校単位での活動の困難さの解消及び教員の働き方改革の観点から、学校部活動の地域移行を段階的に進めていくに当たり、学校及びスポーツや文化芸術活動等の関係者からの意見又は助言を求めるため、令和5年度に開催した会議。

P 5 富士市中学校部活動ガイドライン

富士市立中学校の部活動の運営に当たり、次に掲げる必要な事項を定めるもの。

- ・部活動の所属について
- ・部活動運営体制の確立について
- ・計画的な活動スケジュールの設定について
- ・事故やけが、緊急時に備えた体制について
- ・生徒が自立して主体的に取り組む力の育成について
- ・練習方法の工夫・体罰等の禁止について
- ・部活動の設置基準と活動時間及び休養日の設定について
- ・部活動支援のための制度の活用について
- ・部活動地域移行に向けての準備について

以下作成中

組織体制について

基本方針には、本市にふさわしい組織体制（地域クラブ活動の実施主体や、実施主体を管理する運営団体等）について、団体基準等も含め記載する予定

- ・運営団体：各地域クラブ活動を統括する団体
- ・実施主体：個別の地域クラブ活動を実際に行う主体

スポーツ庁・文化庁「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」抄

（2）運営団体・実施主体

① 地域スポーツ・文化芸術団体等の整備充実

【地域スポーツ団体等】

ア 市区町村は、関係者の協力を得て、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実を支援する。その際、運営団体・実施主体は、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、フィットネスジム、大学など多様なものを想定する。また、地域学校協働本部や保護者会、同窓会、複数の学校の運動部が統合して設立する団体など、学校と関係する組織・団体も想定する。なお、市区町村が運営団体となることも想定される。

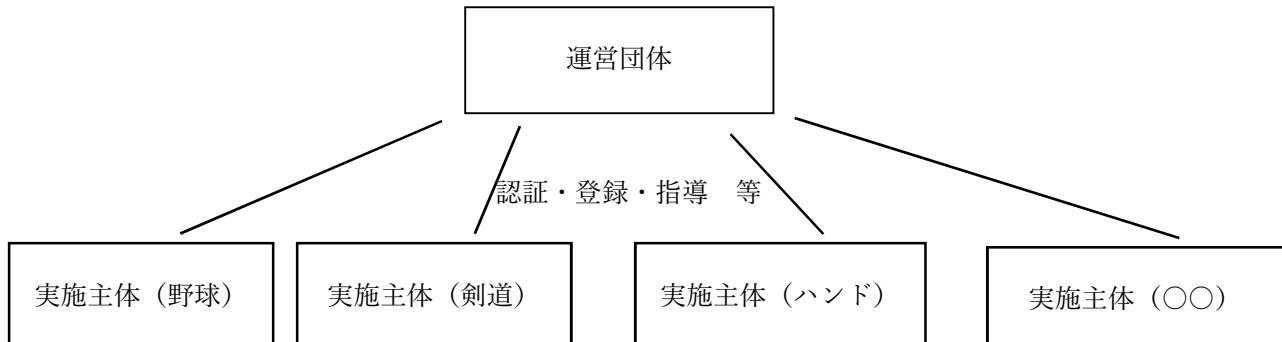
イ 省略

【地域文化芸術団体等】

市区町村は、関係者の協力を得て、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実を支援する。その際、運営団体・実施主体は、文化芸術団体等に加え、地域学校協働本部や保護者会、同窓会、複数の学校の文化部が統合して設立する団体など、学校と関係する組織・団体も想定する。なお、市区町村が運営団体となることも想定される。

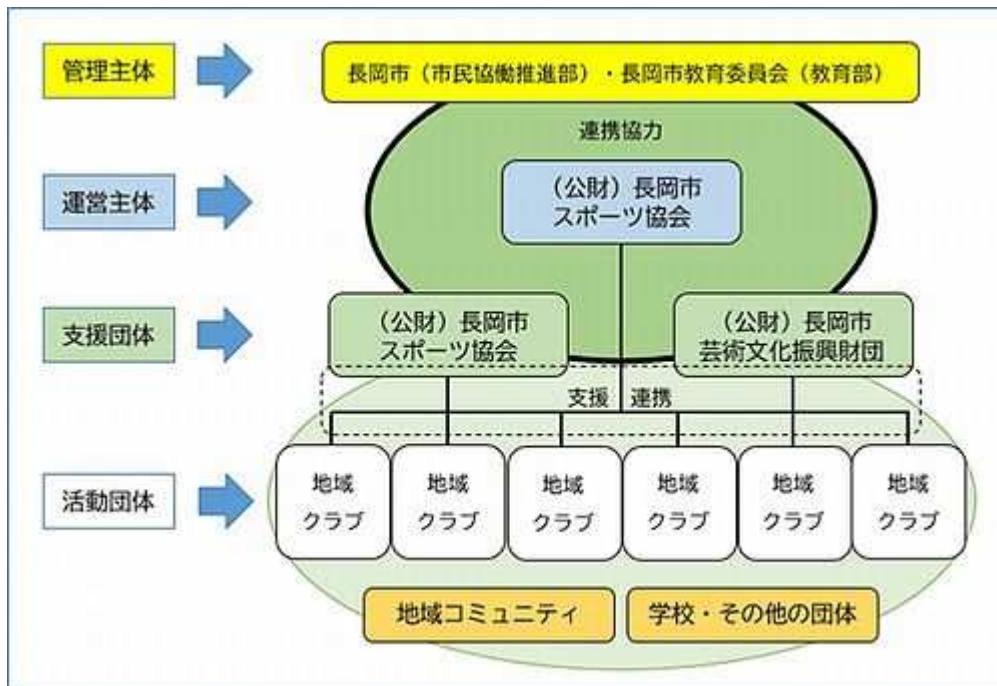
※運営団体及び実施主体は、同一の団体となる場合も考えられる。

【国の想定する典型イメージ】



1 先進事例等（ウェブにて公開されている資料から読み取った範囲・役割の呼称は自治体により異なる）

(1) 新潟県長岡市



・管理主体（長岡市、長岡市教育委員会）

基本方針に沿った地域クラブ活動の実施のために、地域クラブ、指導人材等を監理（地域クラブの認定、指定基本研修の実施など）

・運営主体（（公財）長岡市スポーツ協会）

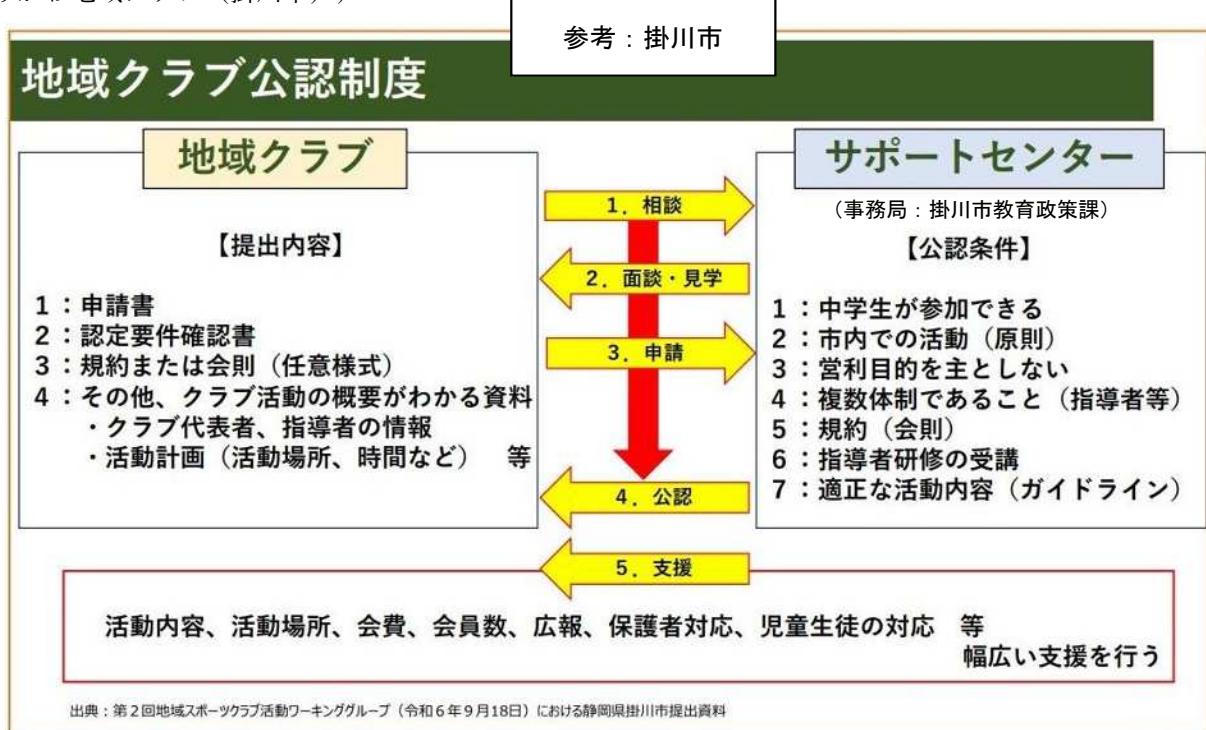
参加費の均一化・低廉化、指導報酬の統一などのために、地域クラブ事務の一部を一元管理（参加費の集金、指導報酬の支払いなど）

・支援団体（（公財）長岡市スポーツ協会、（公財）長岡市芸術文化振興財団）

指導人材の量の確保と質の向上を推進（指導人材データバンクの設置・運用、指導力向上研修の実施など）

(2) 静岡県沼津市

- ・地域移行後に地域クラブ活動の全体を総括・管理監督等する事務局機能が必要と考える。（参考：かげがわ地域クラブ（掛川市））



- ・他都市事例では市（行政）が担うケースもあるが、本市には多くの活動団体が存在することを踏まえ、市以外に事務局機能を有した体制づくりを目指し、市が運営等を側面的に支援する仕組みが望ましい。
- ・マネジメント主体を担う機能として、「クラブ等の団体の認証」「指導者の研修・管理・紹介」「保険料の納付や請求手続き等の一括管理」「源泉徴収事務などの代行支援」「学校を含む施設等の一体管理」などを想定する。
- ・全体を総括する事務局機能を設定した場合、その下に、エリアごとの事務局機能を設定する必要性を考慮する。

(3) 静岡県磐田市

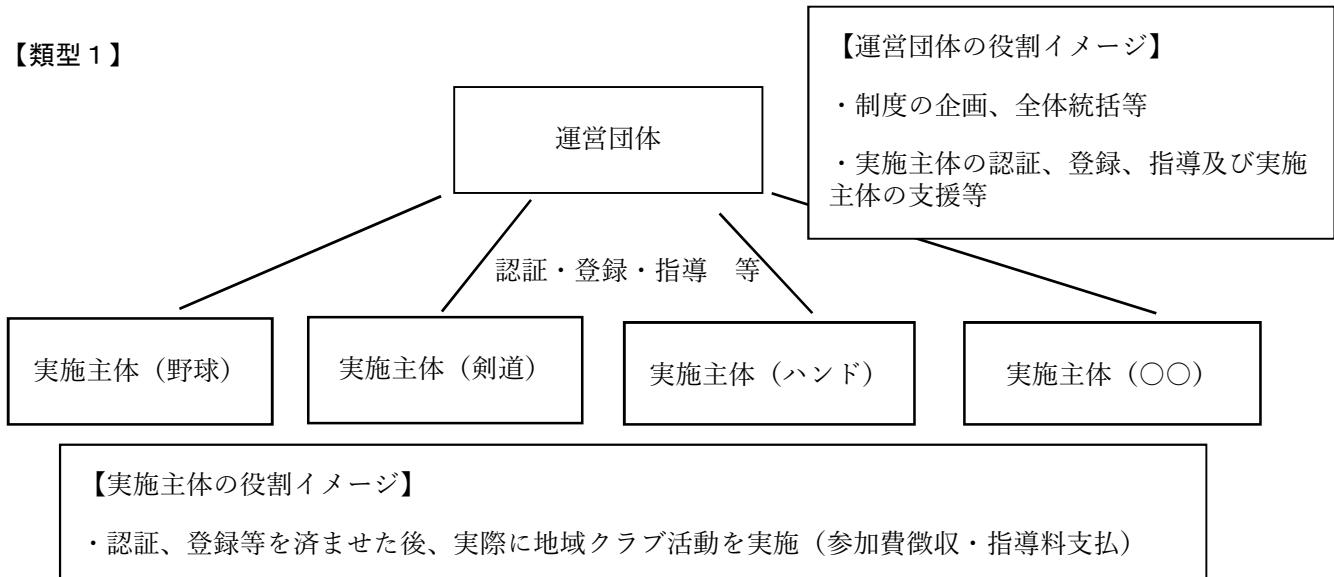
- ・「SPO☆CUL IWATA」の運営事務局は、磐田市教育委員会放課後活動課に置く。
- ・1クラブが成立する最少開設人数は、5名とする。
- ・「SPO☆CUL IWATA」の活動ガイドライン、危機管理マニュアルを作成する。
- ・「SPO☆CUL IWATA」の参加申込、保護者連絡、出欠連絡等の事務業務は、DX プラットフォームを活用し、連絡管理システムの導入・運用を検討する。

2 本市における組織体制（案）

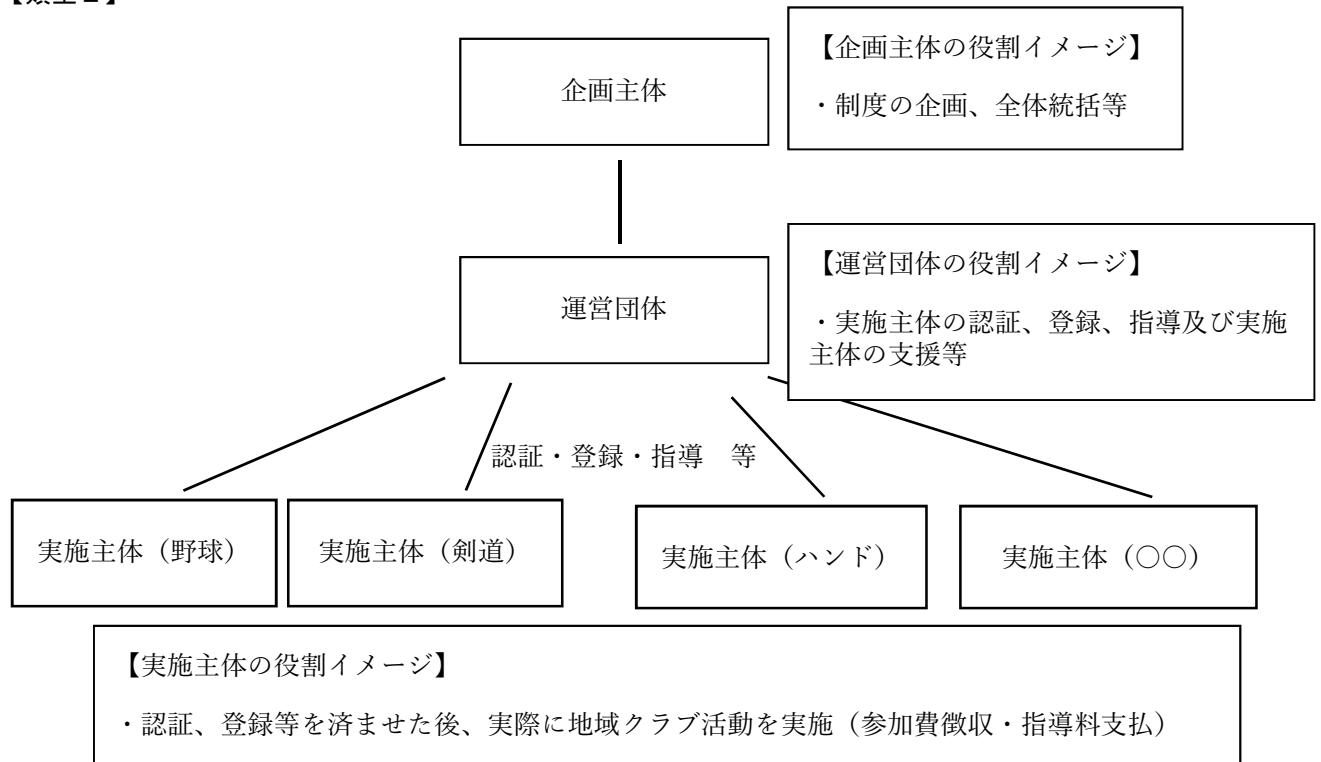
（1）運営団体等について

これまでの事例等を元に、以下の2類型が考えられる。大きな方向性を協議し、令和8年度からの開始に向けて検討を進める必要がある。（これ以外にも各種類型があり得る。）

【類型1】



【類型2】



★当初の類型から別の類型に移行することも考えられる。

(2) 実施主体の団体基準（案）について

実施主体として認証・登録する際の基準として、以下のような事項を要件とすることが考えられる。

- ・市、市教委、小中学校等との連絡（子どもの様子・トラブル発生・成績の参考とする情報等）や保護者との連絡に対応する窓口・担当者等を設けること。
- ・過度な勝利至上主義に傾かない活動とすること。（勝利は目的とせず目標とする・生涯活動を重視）
- ・指導者、参加者ともに保険に加入すること。（参加費から捻出すること）
- ・暴力団、反社会的勢力等と関係を有しないこと。
- ・参加者のレベルに応じたきめ細かな指導を可能な限りすることができる体制を整えること。
- ・過大な利益を得るような事業でないこと（参加費を過大に徴収しないこと（別に定められた上限内とすること））。
- ・無理な営業活動（用具を売りつける、本クラブに加入させるなど）を行わないこと。
- ・少人数でも実施することができること。
- ・練習試合、大会等の参加がある場合、引率を付けることができること。
- ・ハラスメントに該当する行為等を防止すること。
- ・毎週土日のいずれか1日・3時間以内の活動を原則とすること。
- ・長期的に活動を継続することができる体制が整っていること。
- ・加入・脱退の自由を認めること。
- ・毎回の参加・不参加の自由を尊重すること。（種目毎程度が異なることが想定される（団体競技か個人競技かなど））
- ・加入前に体験を希望する者に対し、その機会を提供すること。

指導者等の人材確保について

1 課題

本市では、地域移行・地域連携の担い手、実施主体のメンバー確保等のため、兼職兼業許可による指導を希望する教員の活用のほか、人材バンクの設置等を検討している。

どの子にとっても自分がやりたいスポーツ活動や文化活動に取り組むことができる環境を整備するためには、相当数の指導者等を確保する必要がある。

2 解決策（案）

(1) 教員に対し、兼職兼業による指導の可否等について、意向を確認する。

(2) 本市人事当局等と調整の上、本市職員に対し意向を確認する。
(指導の可否、見守りの可否等)

(3) まちづくりセンター講座・まちづくりセンター利用グループとの連携

(4) 民間事業者との連携
スポーツクラブ、人材派遣会社等と連携することの検討

(5) 民間企業の社会貢献活動等と結び付け、それぞれの企業の強みを生かした活動の可能性調査
(イメージ：IT関連企業がプログラミング指導を実施するなど)

(6) PTA、保護者会等の活動の一環として、見守りで足りるようなクラブの検証（参加費、指導料等に差をつける・指導ができる者がいれば指導も可とするなど）

(7) 保護者会・OB会が中心となった各学校単位の地域クラブの検討（浜松方式）

本市は、現状、モデル事業の実施等、各連盟・協会に依頼をしているが、浜松方式については、まだ検討していない。

各種目の協会・連盟がない場合は、保護者が自分の学校で立ち上げた、というクラブもある。

ただし、立ち上がらない場合もあるので、その場合はどうするのかを研究していく必要がある。

なお、もし浜松方式ができれば、平日も移行できる可能性がある。

3 現時点の基本方針（案）の指導者に関する記載の検討

「⑦指導者

- ・子どもたちの活動を支えるための人材バンクを構築し、「オール富士市」で指導者確保に努める。
- ・指導者は、参加者の心身の健康管理や怪我防止を徹底できるとともに、体罰やハラスメント、いじめ等に対する高い倫理観が求められるため、運営団体や活動支援団体等が実施する研修に参加することを義務付ける。
- ・指導者等は、運営団体や活動支援団体等が開催する研修会に積極的に参加し、技能等の指導のみならず、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関するものを含め、安全・健康管理等の面に配慮できる知識の習得に努めるものとする。
- ・地域クラブ活動における指導者等については、指導を希望する市立学校の教職員の兼職兼業を認め
る。」

・・・指導をする者であることを前提とした記載であるため、見守り等まで範囲を広げた内容にすべ
く検討したい。

4 今後の取組（案）

- ・人材バンクの設置や人材の掘り起こしについても引き続き検討を進めるが、同時に2 解決策（案）で述べたような取組も検討を進める。
- ・P T A・保護者等の意向を確認する。
- ・市職員に対し意向を確認する。